



島根県報

平成28年3月15日（火）

第2,784号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県農家負担軽減支援特別対策自作農維持資金利子補給金交付要綱の廃止	（農 業 経 営 課）	2
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	（畜 産 課）	2
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	（ " ）	5
指定施業要件の変更予定保安林（3件）	（森 林 整 備 課）	5

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森 林 整 備 課）	7
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	7

告 示

島根県告示第177号

島根県農家負担軽減支援特別対策自作農維持資金利子補給金交付要綱（平成7年島根県告示第811号）は廃止し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第178号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法、試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	1 松江市（旧鹿島町の区域に限る。）、出雲市（旧平田市、旧佐田町及び旧多伎町の区域に限る。）、安来市（旧広瀬町の区域に限る。）、飯南町、美郷町及び邑南町	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛		2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
結核病検査	結核病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	1 松江市（旧鹿島町の区域に限る。）、出雲市（旧平田市、旧佐田町及び旧多伎町の区域に限る。）、安来市（旧広瀬町の区域に限る。）、飯南町、美郷町及び邑南町	
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している		2及び3 当該家畜の所	

		雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜		在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検査とし、必要に応じてヨーニン検査、エライザ法による検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。	1 松江市（旧鹿島町の区域に限る。）、出雲市（旧平田市、旧佐田町及び旧多伎町の区域に限る。）、安来市（旧広瀬町の区域に限る。）、飯南町、美郷町及び邑南町 2から4まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成28年4月1日から
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成29年3月31日まで
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	の間において当該家畜の所在地を

イバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬 3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬 4 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域	
豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚の豚流行性下痢（PED）検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
伝染性胃腸炎検査	豚の伝染性胃腸炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	

鳥インフルエンザ検査	性鳥インフルエンザの発生予防				
腐蝕病検査	蜜蜂の腐蝕病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第179号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

島根県告示第180号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成11年10月28日農林水産省告示第1379号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年1月8日農林水産省告示第8号（2に係るものに限る。）

平成14年3月6日農林水産省告示第543号（2に係るものに限る。）

平成14年3月6日農林水産省告示第573号（2に係るものに限る。）

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、浜田市役所、江津市役所、奥出雲町役場、川本町役場、美郷町役場及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第181号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村木部谷1206-4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第182号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村木部谷1203-1、1206-1から1206-3まで、1208、1208-1、1208-2、1209、1210-1
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公

告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
628	伊藤 淑子 出雲市斐川町直江2127番地			○	○	伊藤 淑子 出雲市斐川町直江2127番地
898	坂根 正 大田市長久町長久ハ107-2			○	○	坂根 正 大田市長久町長久ハ107-2
1963	廣瀬 勇人 邑智郡邑南町井原452			○	○	廣瀬 勇人 邑智郡邑南町井原452
1964	光田 哲也 邑智郡邑南町阿須那1628			○		光田 哲也 邑智郡邑南町阿須那1628

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年2月29日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（数値撮影）

2 作業期間

平成27年10月13日から平成28年2月29日まで

3 作業地域

江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町、邑智郡邑南町